

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立新金岡市民センター使用の許可取消	
根拠条例等・条項	堺市立市民センター条例第5条	
所 管 課	北区役所	新金岡市民センター
処 分 基 準	使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認めるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞